

コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備に係る
「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の
一部改正に係る実務上の取扱い等について

—よくあるご質問と回答（FAQ）—

（平成 27 年 6 月作成）

（平成 27 年 10 月更新）

よくあるご質問と回答

目次

- Q 1 コードの適用に伴うガバナンス報告書の記載項目の変更点
- Q 2 ガバナンス報告書の提出時期
- Q 3 他の会社のガバナンス報告書の提出状況【新設】**
- Q 4 新設された項目に記載する情報の時点 **【更新】**
- Q 5 新設された項目が検討段階である場合の当該項目の表示方法 **【更新】**
- Q 6 コードの全原則を実施している場合の記載【新設】**
- Q 7 コードにおける用語の定義
- Q 8 コードに対する自社の対応や説明が十分か否かの判断
- Q 9 コードの各原則を実施しない場合の罰則の有無
- Q 1 0 コードの各原則を項番等により特定して記載する場合の表記
- Q 1 1 「コードの各原則に基づく開示」とは
- Q 1 2 「コードの各原則に基づく開示」の記載内容を他の媒体に開示している場合の記載方法
- Q 1 3 「コードの各原則に基づく開示」の記載欄に記載する内容の範囲
- Q 1 4 ガバナンス報告書の英語版の提出要否
- Q 1 5 監査等委員会設置会社に移行する場合のガバナンス報告書更新の手続き
- Q 1 6 ガバナンス報告書への女性役員比率等の記載要否 **【更新】**
- Q 1 7 ガバナンス報告書の末尾に模式図を挿入する場合の手順【新設】**
- Q 1 8 様式の変更に伴う独立役員届出書の更新の要否
- Q 1 9 社外監査役が新たに社外取締役となった場合の独立役員届出書における「異動内容」の記載

本資料中の略語の取扱い

本資料中、以下の用語は、それぞれ略称によって表記しています。

「コーポレートガバナンス・コード」 → コード

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」 → ガバナンス報告書

よくあるご質問と回答

Q 1. コードの適用に伴って、ガバナンス報告書の記載項目はどう変わったのか。

A 1.

本年6月1日より、ガバナンス報告書の入力フォームに以下の2項目が新設されました。

- ① コードの各原則のうち、実施しないものがある場合には、当該原則を実施しない理由を記載する「コードの各原則を実施しない理由」
 - ② コードの各原則のうち、特定の事項を開示すべきとする原則に基づき開示を行う場合に記載する「コードの各原則に基づく開示」
- ※ ②について、セントレックスの上場会社及び国内の他の金融商品取引所の本則市場以外の市場の上場会社は任意記載となります。

※ガバナンス報告書の記載要領は、平成27年5月14日付けで上場会社通信に掲載した情報取扱責任者宛て通知「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備に係る『上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則』等の一部改正に係る実務上の取扱い等について」（名証自規G第14号）の別紙1をご参照ください。

【ガバナンス報告書のイメージ】

「コードの各原則を実施しない理由」の記載欄

「コードの各原則に基づく開示」の記載欄

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
○●○○○○	550,000	55.0
▼▼▼	50,000	5.0
□□□□□	40,000	4.0
◆◆◆◆◆	30,000	3.0
☆☆☆☆	25,000	2.5
△△△△△△△	20,000	2.0
▽▽▽▽▽	20,000	2.0
◇○○	20,000	2.0

Q 2. コードの策定に伴い新設された項目を記載したガバナンス報告書はいつまでに提出すれば良いか。例年、定時株主総会后に更新が求められていたスケジュールに変更はあるか。

A 2.

新設された「コードの各原則を実施しない理由」及び「コードの各原則に基づく開示」への記載をしたガバナンス報告書は、本年6月1日以後最初に開催される定時株主総会の日以後、準備ができ次第速やかに（遅くとも本年6月1日以後最初に開催される定時株主総会の6か月後までに）提出してください。例えば本年6月26日に定時株主総会を開催した場合、本年12月26日までに提出してください。

なお、新設された項目以外については、従来どおり、定時株主総会の日以後遅滞なく更新してください。

Q 3. 他の上場会社のコードへの対応状況などを知ることができるか。

A 3.

平成27年9月より、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」が開催されています。

上場会社のコードへの対応状況等をまとめた説明資料や有識者会議の意見書、議事録などは以下の金融庁ウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/index.html>

Q 4. ガバナンス報告書における「コードの各原則を実施しない理由」及び「コードの各原則に基づく開示」の内容はどの時点の情報を記載するべきか。今後実施することを既に決定している場合でも、「コードの各原則を実施しない理由」として記載するのか。

A 4.

ガバナンス報告書の提出日時点の情報を記載してください。したがって、ガバナンス報告書の提出日時点で実施していないと判断する原則がある場合には、たとえ今後実施することを決定している場合であっても、「コードの各原則を実施しない理由」の一内容として、今後の取組み予定や実施時期の目途について説明(エクスプレイン)してください。

Q 5. 新設された「コードの各原則を実施しない理由」及び「コードの各原則に基づく開示」の内容は検討中であるが、それ以外の項目について本年の定時株主総会後に更新を行う場合、「コードの各原則を実施しない理由」及び「コードの各原則に基づく開示」の項目にはどのように記載すれば良いか。

A 5.

「コードの各原則を実施しない理由」及び「コードの各原則に基づく開示」の記載内容が確定していない段階では、入力フォーム上は、これらの記載欄を空欄のままご提出ください。空欄のままご提出いただくことで、公開されるガバナンス報告書ではこれらの欄は表示されません。

なお、最終的には、本年6月1日以後最初に開催される定時株主総会の6か月後までに、市場第一部・第二部の上場会社（国内の他の金融商品取引所の本則市場以外の市場の上場会社を除く）は「コードの各原則を実施しない理由」及び「コードの各原則に基づく開示」の両方について、セントレックスの上場会社及び国内の他の金融商品取引所の本則市場以外の市場の上場会社は「コードの各原則を実施しない理由」について、記載してご提出いただく必要があります。

Q 6. コードの全ての原則を実施している場合には「コードの各原則を実施しない理由」の記載欄は非表示とするのか。

A 6.

コードの全ての原則を実施している場合であっても「コードの各原則を実施しない理由」の記載欄は非表示とせず、全てを実施している旨を必ず記載するようにしてください。

セントレックスの上場会社及び国内の他の金融商品取引所の本則市場以外の市場の上場会社の場合にも、同様に「基本原則」を全て実施している場合には、「コードの各原則を実施しない理由」の記載欄は非表示とせず、「基本原則」を全て実施している旨を必ず記載するようにしてください。

Q 7. コードで使用されている用語についての定義はあるか。

A 7.

コードでは、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用しているため、使用されている用語について法令のように厳格な定義を置くことはしていません。用語の定義や各原則の解釈については、まずは株主等のステークホルダーに対する説明責任等を負うそれぞれの会社が、コードの趣旨・精神に照らして、適切に解釈することが想定されています。

Q 8. 自社の対応がコードにおける「実施」に該当するか、または自社の「実施しない理由の説明」の内容が十分か否かの判断について、当局や取引所より修正が求められることはあるのか。

A 8.

A 7. のとおり、コードでは「プリンシプルベース・アプローチ」のもと、それぞれの会社がコードの趣旨・精神に照らして適切に各原則を解釈することが想定されているため、当局や取引所が一律の解釈を示して十分か否かの判断を行うことはありません。仮に、会社と株主・投資家の間に認識の違いがあれば、両者の対話によって解決していくことが望まれます。

Q 9. コードの各原則を実施しない場合には、罰則が適用されるのか。

A 9.

コードは「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用しているため、各原則を実施しない場合であっても直ちに罰則が適用されることはありません。コードの各原則を実施しない場合には、その理由をガバナンス報告書において説明することが上場規則で求められており、実施しない場合の理由の説明を行わない場合に、はじめて、公表措置等の対象となる可能性があります。

Q 10. 「コードの各原則を実施しない理由」及び「コードの各原則に基づく開示」の内容は、項番等により具体的に特定して記載することが求められているが、表記の方法に決まりはあるか。

A 10.

項番等によりどの原則に基づく記載であるか明示いただければ、表記方法に一律の決まりはありません。ただし、コードでは補充原則に丸付きの数字（①、②、③…）が用いられていますが、TDnetオンライン登録サイト上では、これらの機種依存文字は入力できないため、コードの補充原則を入力フォームに記載する場合には、「1.1.1」「1-1-1」のように機種依存文字等を用いずに記載いただくようお願いいたします。

Q 11. コードの各原則のうち、特定の事項を開示すべきとする原則に基づき開示を行う「コードの各原則に基づく開示」は、必ず実施（開示）しなければならないということか。

A 11.

「コードの各原則に基づく開示」は、必ず実施（開示）しなければならないということではありません。

市場第一部・第二部の上場会社（国内の他の金融商品取引所の本則市場以外の市場の上場会社を除く）の場合は、特定の事項を開示すべきとする原則も、他の原則と同様、コンプライ・オア・エクスプレインの対象であるため、自社の個別事情に照らして実施することが適切でないと考えられる場合には、理由を説明することにより実施しないことも考えられます。

セントレックスの上場会社及び国内の他の金融商品取引所の本則市場以外の市場の上場会社の場合は、コンプライ・オア・エクスプレインの対象である「基本原則」には特定の事項を開示すべきとする原則が含まれないため、「コードの各原則に基づく開示」を実施（開示）しない場合であっても、理由の説明をすることは必須ではありません。

Q 1 2. 「コードの各原則に基づく開示」の記載内容が、他の広く一般に公表されている資料に記載されている場合であっても、改めて該当欄に記載をする必要はあるか。

A 1 2.

有価証券報告書や自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により該当する内容を開示している場合には、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのURLなど）を記載する方法としても差し支えありません。

Q 1 3. 「コードの各原則に基づく開示」は特定の事項を開示すべきとする原則を実施する場合にその内容を記載するとのことだが、特定の事項を開示すべきとする原則以外のものについて実施の状況を記載する場合は、どこに記載すべきか。

A 1 3.

「コードの各原則に基づく開示」の記載欄に、どの原則に基づく記載であるかを項番等により具体的に特定したうえで記載してください。なお、A 1 2. のとおり、自社のウェブサイト等を開示する場合には、そのURLなどを記載する方法としても差し支えありません。

Q 1 4. ガバナンス報告書の英訳版を作成した場合、名証に提出する必要があるか。

A 1 4.

ガバナンス報告書の英訳版（抄訳も可）を作成した場合には、TDnetの「英文資料」への登録をご検討ください。「英文資料」への登録を行うことで、ガバナンス報告書の英訳版が海外投資家の利用する各情報ベンダーへ配信されるほか、名古屋証券取引所ホームページへも掲載されます。

なお、コードの補充原則 3-1 ②では、「上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。」とされています。

Q 15. 会社法が改正され、監査等委員会設置会社制度が導入されたが、監査等委員会設置会社に移行した場合または移行を予定している場合のガバナンス報告書の作成手続きを教えてください。

A 15.

監査等委員会設置会社に移行する場合には、移行後遅滞なく T D n e t オンライン登録サイト上の会社基本情報を変更し、監査等委員会設置会社用の様式で記載したガバナンス報告書を再提出することが必要となります。既にご提出いただいているガバナンス報告書のデータを転記する方法としては、①提出済みの自社のガバナンス報告書の P D F ファイルを参照する方法、または、②提出済みのガバナンス報告書データを収録した E x c e l ファイルを名証より受領してコピーする方法があります。

①②の手順等に関する詳細につきましては、本年 4 月 20 日付で上場会社通信に掲載した情報取扱責任者宛て通知「会社法改正に伴う有価証券上場規程等の一部改正による『適時開示ガイドブック』の改訂等について」（名証自規 G 第 13 号）の別紙 3 をご参照ください。

Q 16. 企業内容等の開示に関する内閣府令が改正され、有価証券報告書に女性役員の構成比等を記載することが求められるが、ガバナンス報告書にも同様の記載が必要か。

A 16.

ガバナンス報告書に役員の男女別人数や比率を記載することは必須ではありませんが、当取引所では内閣府の要請を受けて、平成 25 年 4 月にガバナンス報告書の記載要領を改訂し、取締役会などの現状の体制や、株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況の内容の一部として、役員の男女別の構成や女性の登用に関する現状について記載することを記載要領に例示として追加しています。また、平成 27 年 10 月には、女性管理職の登用に関する現状や女性の登用促進に向けた取組みについて記載することを例示として追加しています。

※女性の活躍状況に係る情報開示については、別添の内閣府作成資料をご参照ください。

なお、ガバナンス報告書における女性の活躍の記載状況については、以下の通り内閣府が取りまとめを行っています。

コーポレート・ガバナンスに関する報告書における「女性の活躍」の記載状況（内閣府

男女共同参画局)

http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/pdf/joukyou_2014.pdf

Q17. ガバナンス報告書の末尾に模式図を添付する場合の手順が分からない。

A17.

平成27年2月に稼働した新TDnetから、ガバナンス報告書作成画面上でガバナンス報告書の末尾に添付する模式図の画像ファイル(GIF、JPEG、PNG)をアップロードして本文の末尾に埋め込む機能が追加されています。

本機能により画像のアップロードを行うと、XBRLデータ登録後に提出画面上に表示される「確認表示」は、模式図を含んだものとなります。この「確認表示」から、ブラウザの印刷機能等を用いて全文PDFファイル(「本文」+「模式図」)を作成し、提出画面の「全文PDFファイル」からアップロードしてご提出ください。

なお、ガバナンス報告書作成画面から模式図の画像ファイルをアップロード出来ない場合には、従来通り、「本文」のPDFファイルと「模式図」のPDFファイルをお手元で結合していただき、そのPDFファイルを「全文PDFファイル」からご提出いただくことでも差し支えありません。

Q18. 独立役員届出書について、独立役員の地位や属性情報の記載内容に変更はないが、様式が新しくなったことに伴い独立役員届出書を更新する必要があるか。

A18.

様式の変更のみをもって独立役員届出書を更新する必要はありません。本年6月1日以後、株主総会に社外役員の選任議案が付議される場合や、独立役員届出書の記載内容に変更がある場合に、新様式に差し替えていただくようお願いいたします。

Q19. これまで社外監査役であった者が新たに社外取締役になることが予定されている場合、独立役員届出書の異動内容はどのように記載すべきか。

A19.

新たに社外取締役に就任することとなるため、異動内容は「新任」を選択してください。

以上